



第1章 はじめに



1-1 ふじさわサイクルプラン見直しの背景・目的

1-1-1 これまでの経過

藤沢市では、2014年（平成26年）3月に、交通に関する基本的な方針である「藤沢市交通マスタープラン」の自転車*交通に関する部門別計画として、「だれもが安全・快適に自転車利用ができるまち～ふじさわ～」を将来像とし、「はしる～走行空間整備～」、「とめる～駐輪環境整備～」、「つかう～利用促進～」、「まもる～交通ルールの遵守～」の4つの基本方針を定めた「ふじさわサイクルプラン」を策定しました。

その後、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定めるなど、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする自転車活用推進法が2017年（平成29年）5月に施行されたことから、2020年（令和2年）11月に、ふじさわサイクルプランを自転車活用推進法第11条に基づく「藤沢市自転車活用推進計画」として定めています。

1-1-2 見直しの背景と目的

本市では、シェアサイクル*の実証実験事業が行われるなど、自転車の活用が進む一方、交通事故発生件数に占める自転車事故の割合に増加傾向が見られるなどの課題があります。

また、昨今の社会情勢の変化等を踏まえるとともに、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、2021年（令和3年）5月に「第2次自転車活用推進計画」が策定されたことを受け、2023年（令和5年）3月に「神奈川県自転車活用推進計画」が改定されました。

そして、当初計画の策定から10年近くが経過する中、交通をとりまく状況は大きく変化しており、社会状況の変化に対応した交通施策を実施するため、藤沢市交通マスタープランが新たに「藤沢市都市交通計画」へと見直されています。

このような状況を受け、現状の課題を踏まえつつ、「藤沢市都市交通計画」に即した自転車施策を展開するとともに、自転車活用推進法の理念に基づき自転車の活用を推進することを目的として、ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）を改定しました。

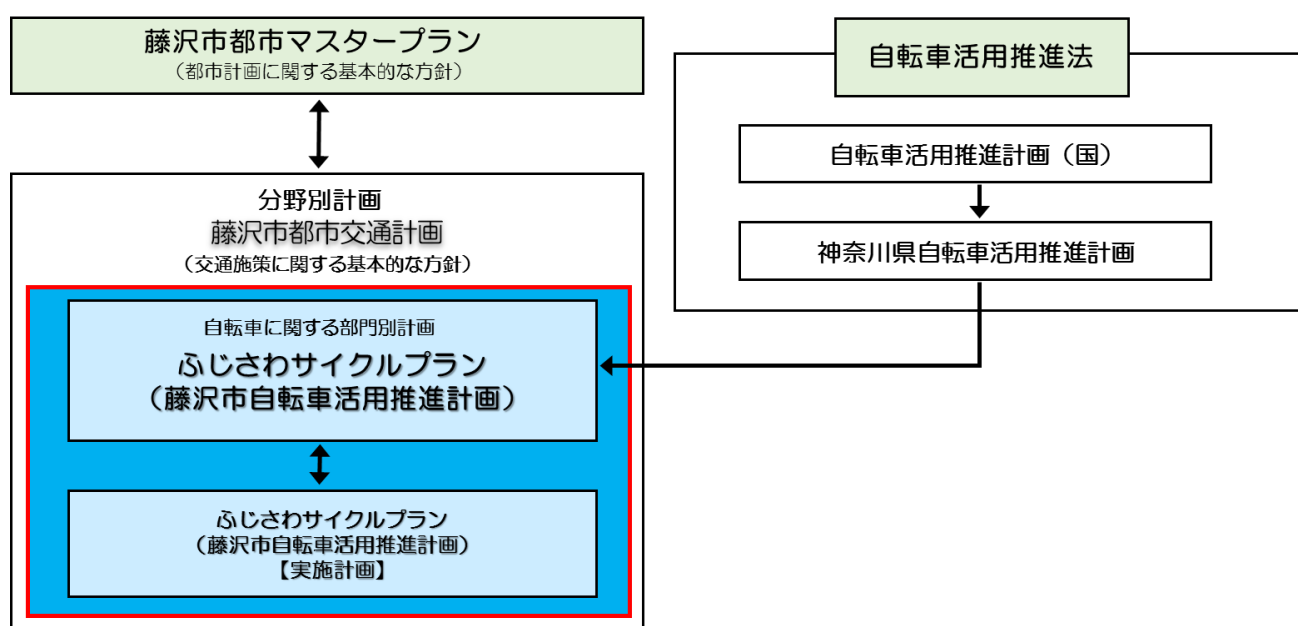


1-2 ふじさわサイクルプランの位置付け

ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）は、「藤沢市都市交通計画」の自転車に関する部門別計画であるとともに、自転車活用推進法第 11 条に基づく市町村自転車活用推進計画として定めるものです。

また、本市の自転車施策を総合的に展開していくうえで基本的な方針を定めたもので、「藤沢市都市交通計画」との整合・連携を図りながら、自転車施策を展開していきます。

なお、自転車通行空間*整備と駐輪環境整備の実効性をより高めるため、実施スケジュールを示した「ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）【実施計画】*」を定めています。



■ 「ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）」の位置付け

1-3 計画期間と区域

ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）の計画期間は、本市の上位計画である「藤沢市都市交通計画」の目標年次である 2040 年（令和 22 年）を見据えるとともに、本市の全域を対象とします。